

## 外来生物法の施行について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）が6月1日より施行された。

第一次指定の特定外来生物 37 種類について、飼養、輸入、譲渡し、遺棄等が規制されるとともに防除が進められる。また、未判定外来生物の輸入規制等が行われる。

### 1 特定外来生物に係る規制の内容

飼養等の禁止：飼養、栽培、保管及び運搬（第4条）

（適用除外）

- ・ 第5条第1項の飼養等の許可を受けた場合（第4条第1項）
- ・ 第3章の規定による防除に係る捕獲等（第4条第2項）
- ・ その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合（第4条第2項）

輸入の禁止（第7条）

（適用除外）

- ・ 第5条第1項の飼養等の許可を受けた者が輸入する場合

譲渡し等の禁止：譲り渡し、譲り受け、引き渡し及び引き受け（第8条）

（適用除外）

- ・ 飼養等の許可を受けて飼養等し、飼養等しようとする者の間での譲渡し等
- ・ 主務省令で定める場合

飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物を、特定飼養等施設の外で放ち、植え、まくことの禁止（第9条）

### 2 飼養等の許可（第5条）

#### （1）飼養等の許可の要件（第5条第3項）

次のいずれかに該当する場合は、許可は受けられない。

学術研究の目的その他主務省令で定める目的に適合していないこと。

その他の目的として、動物園等における展示、教育、生業の維持、指定の際現に飼養等している個体を愛がん又は鑑賞のために継続して飼養すること、その他公益上の必要がある場合を主務省令で規定。

特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設を有しないこと。

特定飼養等施設の基準として、特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること、人の生命・身体に係る被害を及ぼすおそれのある生物については、取扱者以外の者が特定外来生物に容易に触れるおそれがない構造及び強度とすることを要件とし、これらの基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに告示。

その他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。

〔申請された特定外来生物の管理方法が不相当である場合、飼養等の許可を取り消されて一定期間経過していない場合など。〕

#### (2) 許可条件(第5条第4項)

次のような事項を許可条件として付すこととしている。

- ・ 特定外来生物の種類に応じて許可の有効期間を設けること。
- ・ 譲渡し等などによって飼養等する数量に変更があった場合に、その数量や相手方の氏名・許可番号等の情報を主務大臣に届け出ること。
- ・ その他

#### (3) 飼養等の方法(第5条第5項)

許可者が遵守しなければならない飼養等の方法として、次のような事項を主務省令で定めている。

- ・ 特定外来生物の飼養等の状況の確認、特定飼養等施設の定期的な点検の実施。
- ・ 許可を受けていることを明らかにするため、マイクロチップ、タグ、脚環、標識など生物に応じて技術的に可能な方法で識別措置を実施すること。その実施方法の詳細については、告示で定める。
- ・ その他

#### (4) 申請等の方法

- ・ 特定外来生物の種類により環境大臣と農林水産大臣の双方が主務大臣となるものもあるが、飼養等許可申請については、環境省が一元的に申請窓口を務める。
- ・ 現に特定外来生物を飼養等している場合は、施行後半年の間に申請書を提出することが必要。

### 3 特定外来生物に係る防除の公示

#### (1) 公示の内容

- ・ 防除の対象となる特定外来生物の種類
- ・ 防除を行う区域及び期間
- ・ 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容
- ・ 防除の目標
- ・ その他防除に際し必要な事項

#### (2) 公示に係る手続

主務大臣等が防除の公示の案を定め、あらかじめ関係都道府県に送付してその意見を聴取した上で、公示する。

平成 17 年 6 月 3 日付けで、第一次指定の特定外来生物 37 種類のうち、現に地方公共団体等により防除が行われている 20 種について防除の公示を行ったところ。

なお、オオクチバスの防除については、優先的に防除を進める水域の考え方や防除の手法、防除を進めるに際しての留意点などをわかりやすく示した「防除の指針」を作成し、防除の公示とあわせ 6 月 3 日に都道府県に通知したところ。

#### 4 特定外来生物に係る防除の確認・認定

防除の確認・認定の申請にあたっては、緊急的な防除として実施する場合を除き、防除実施計画書の添付を必須とする。

申請の窓口は、飼養等の許可申請と同様環境省とする。確認・認定の審査では、防除の公示と防除実施計画の内容が適合しているか否かを判断し、適合していれば確認・認定を行う。防除実施計画書の提出を要しない緊急的な防除の際の確認・認定の審査では、申請書に記載した緊急防除の概要が、防除の公示に適合するか否かで判断されることとなる（緊急防除は主務大臣及び緊急防除を行う旨の確認を受けた地方公共団体により行われる）。

なお、計画のベースとなる調査データ等が不足している状況があるため、当面、本格的な計画策定に向けた捕獲等の実施と調査を一体として進めることができることとし、それを暫定的な防除実施計画とすることでよいものとする。

#### 5 法の円滑な運用のための措置

##### (1) 特定外来生物被害防止取締官の任命

飼養等許可者への措置命令や立入検査等の権限の一部が委任され、的確な取締を実施するとともに規制について広く周知していくことを任務とする取締官について、平成 17 年 6 月 1 日付けで本省野生生物課職員 8 名、自然保護事務所職員 33 名を任命。

##### (2) 水際における規制の実施

輸入規制に関し、税関、植物防疫所、動物検疫所の協力を得て、連携を図りつつ業務を実施。

##### (3) 普及啓発

特定外来生物の飼養等の規制や防除に係る手続き等については、環境省のホームページに必要な情報を掲載するとともに、パンフレットを作成して地方公共団体や関係団体に配布し、普及啓発に努めている。

# 外来生物法施行に係る政省令等について (平成17年6月1日法律施行)

## 【 政 令 】

### 特定外来生物の指定

オオクチバス等37種類を指定(平成17年4月公布)

個体及びその器官を政令で定める  
指定に際しては、学識経験者の意見を聴く

## 【 省 令 】

### 特定外来生物の 飼養等の禁止

- ・飼養等の禁止の特例
- ・飼養等の目的
- ・飼養等許可の申請内容
- ・特定飼養等施設の基準
- ・飼養等許可の条件
- ・特定外来生物の取扱方法
- ・第5種漁業権に係る特例
- ・譲渡等の禁止の特例

### 特定外来生物の 防 除

- ・防除の公示事項、  
公示手続、
- ・原因者からの負担  
金徴収方法
- ・防除の確認・認定  
の手続

### 未判定外来生物の指定

- ・輸入者の届出の方法
- ・輸入者の届出事項等

### 種類名証明書 添付不要生物の指定

- ・輸入港の指定
- ・証明書の発行機関  
(国内/国外)

### 特定外来生物ごとの 細目基準を定める告示

生物ごとに施設基準  
や許可の有効期間、個体  
識別措置を定める

### 第5種共同漁業権に係る 特例を定める告示

漁業権が設定されてい  
るオオクチバスについて、  
許可基準等の特例を定める

### 防除の公示

防除対象となる特定外  
来生物ごとに指定  
  
公示に際して都道府県  
の意見を聴く

必要に応じ

### 防除実施計画の策定

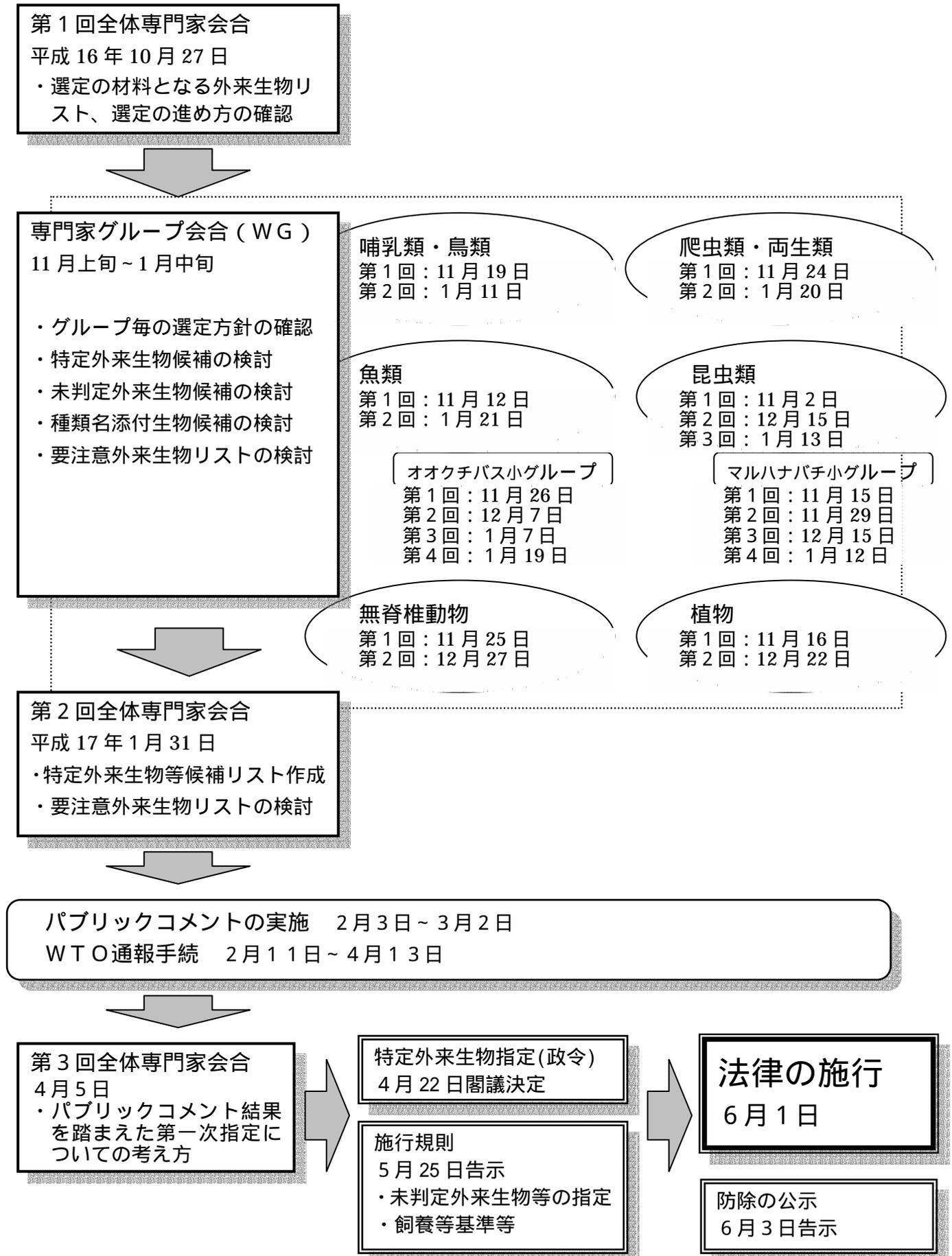
### 国内の証明書発行機関 の登録基準を定める告示

証明書発行業務を行  
うに当たって、国内機関  
の登録要件を定める

### 外国の証明書発行機関を 定める告示

証明書発行を行う外国  
の地方自治体・発行機関を  
定める

## 特定外来生物の選定（第一次）の経緯



特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき規制される生物のリスト  
List of Regulated Living Organisms under the Invasive Alien Species Act

1. 動物 Animal Kingdom

分類群 Class	目 Order	科 Family	属 Genus	特定外来生物 Invasive Alien Species (IAS)	未判定外来生物 Uncategorized Alien Species (UAS)	種類名証明書の添付が必要な生物 Living Organisms Required to have a Certificate Attached during their importation in order to verify their types (LORCA)	
哺乳綱 Mammalia	霊長目 (サル目) Primates	オナガザル Cercopithecidae	マカカ <i>Macaca</i>	台湾ザル Taiwan macaque ( <i>Macaca cyclopis</i> )	マカカ属 ( <i>Macaca</i> ) 全種 ただし、次のものを除く。 ・台湾ザル Taiwan macaque ( <i>M. cyclopis</i> ) ・カニクイザル Crab-eating macaque ( <i>M. fascicularis</i> ) ・アカゲザル Rhesus macaque ( <i>M. mulatta</i> ) ・ニホンザル Japanese macaque ( <i>Macaca fuscata</i> )	マカカ属 ( <i>Macaca</i> ) 全種	
				カニクイザル Crab-eating macaque ( <i>Macaca fascicularis</i> )			
				アカゲザル Rhesus macaque ( <i>Macaca mulatta</i> )			
	食肉目 (ネコ目) Carnivora	アライグマ Procyonidae	エジプトマンゲース <i>Herpestes</i>	アライグマ Raccoon ( <i>Procyon lotor</i> )	なし None	プロキユオン属 (アライグマ属、 <i>Procyon</i> ) 全種	
				カニクイアライグマ Crab-eating raccoon ( <i>Procyon cancrivorus</i> )			
	食肉目 (ネコ目) Carnivora	マンゲース Herpestidae	マンゲース科の他の 全属 All other genera of Herpestidae	ジャワマンゲース Javan mongoose ( <i>Herpestes javanicus</i> )	なし None	マンゲース科 (Herpestidae) 全種 ただし、次のものを除く。 ・ジャワマンゲース Javan mongoose ( <i>H. javanicus</i> ) ・スリカタ属全種 ( <i>Suricata</i> 属) ミーアキャット meerkat ( <i>S. suricatta</i> )も該当。	
				なし None			
	齧歯目 (ネズミ目) Rodentia	リス Sciuridae	カルロスキウルス (ハイガシリス) <i>Callosciurus</i>	クリハラリス (台湾リス) Pallas's squirrel or Taiwan squirrel ( <i>Callosciurus erythraeus</i> )	なし None	カルロスキウルス属 (ハイガシリス 属、 <i>Callosciurus</i> ) 全種 ただし、次のものを除く。 ・クリハラリス (台湾リス) Pallas's squirrel or Taiwan squirrel ( <i>C. erythraeus</i> )	
				スキウルス (リス) <i>Sciurus</i>			スキウルス属 (リス属、 <i>Sciurus</i> ) 全種 ただし、次のものを除く。 ・トウブハイロリス gray squirrel ( <i>S. carolinensis</i> ) ・ニホンリス Japanese squirrel ( <i>Sciurus lis</i> ) ・キタリス (エゾリス) red squirrel ( <i>Sciurus vulgaris</i> )
		リス Sciuridae	リス科の他の全属 All other genera of Sciuridae	なし None	なし None	なし None	リス科 (Sciuridae) 全種
				なし None	なし None	なし None	
		齧歯目 (ネズミ目) Rodentia	ヌートリア Mycastoridae	ヌートリア <i>Myocastor</i>	ヌートリア Coypu or Nutria ( <i>Myocastor coypus</i> )	なし None	ヌートリア科 (Mycastoridae)、フチア 科 (Capromyidae)、パカラナ科 (Dinomyidae) 及びパカ科 (Agoutidae) の全種並びにマスクラット 属 ( <i>Ondatra</i> ) の全種
			フチア Capromyidae	フチア科の全属 All genera of Capromyidae	なし None	なし None	
			パカラナ Dinomyidae	パカラナ科の全属 All genera of Dinomyidae	なし None	なし None	
			パカ Agoutidae	パカ科の全属 All genera of Agoutidae	なし None	なし None	
			ネズミ Muridae	マスクラット <i>Ondatra</i>	なし None	なし None	
		カンガルー目 Marsupialia	クスクス Phalangeridae	フクロギツネ <i>Trichosurus</i>	フクロギツネ Brush-tail possum ( <i>Trichosurus vulpecula</i> )	なし None	クスクス科 (Phalangeridae) 全種 ただし、次のものを除く。 ・フクロギツネ brush-tail possum ( <i>T. vulpecula</i> )
	クスクス科の他の全 属 All other genera of			なし None			
	オポッサム Didelphidae		ディデルフィス (オポッサム) <i>Didelphis</i>	なし None	ディデルフィス属 (オポッサム属、 <i>Didelphis</i> ) 全種	なし None	クスクス科 (Phalangeridae) 及びオ ポッサム科 (Didelphidae) の全種
	オポッサム科の他の 全属 All other genera of Didelphidae	なし None	なし None				
偶蹄目 (ウシ目) Artiodactyla	シカ Cervidae	ムンティアクス (ホエジカ) <i>Muntiacus</i>	キョン Reeves's muntjac ( <i>Muntiacus reevesi</i> )	なし None	ムンティアクス属 (ホエジカ属、 <i>Muntiacus</i> ) 全種 ただし、次のものを除く。 ・キョン Reeves's muntjac ( <i>M. reevesi</i> )		

分類群 Class	目 Order	科 Family	属 Genus	特定外来生物 Invasive Alien Species (IAS)	未判定外来生物 Uncategorized Alien Species (UAS)	種類名証明書の添付が必要な生物 Living Organisms Required to have a Certificate Attached during their importation in order to verify their types (LORCA)
鳥綱 Aves	スズメ目 Passeriformes	チメドリ Timaliidae	ガビチョウ Laughing thrushes ( <i>Garrulax canorus</i> )	カミツキガメ Snapping turtle ( <i>Chelydra serpentina</i> )	なし None	チメドリ科 (Timaliidae) 全種 ただし、次のものを除く。 ・ガビチョウ Laughing thrushes ( <i>G. canorus</i> ) ・カオジロガビチョウ White-browed laughingthrush ( <i>Garrulax sannio</i> ) ・カオグロガビチョウ Masked laughingthrush ( <i>Garrulax perspicillatus</i> ) ・カオグロガビチョウ Red-billed mesia ( <i>Leiothrix lutea</i> ) ・ソウシチョウ Red-billed mesia ( <i>L. lutea</i> )
			カオジロガビチョウ White-browed laughingthrush ( <i>Garrulax sannio</i> )			
			カオグロガビチョウ Masked laughingthrush ( <i>Garrulax perspicillatus</i> )			
			レイオトリクス (ソウシチョウ) <i>Leiothrix</i>			
			アストリダ科の他の主 属 All other genera of Timaliidae	なし None		
爬虫綱 Reptilia	カメ目 Testudinata	カミツキガメ Chelydridae	ケリュドラ (カミツキガメ) <i>Chelydra</i>	なし None	なし None	カミツキガメ科 (Chelydridae) 全種
			カミツキガメ科の他 の全属 All other genera of Chelydridae	なし None	なし None	
	トカゲ垂目 Squamata	タテガミトカゲ (イグアナ) Iguanidae (Polychrotidae)	アノリス (アノール) <i>Anolis</i>	グリーンアノール Green anole ( <i>Anolis carolinensis</i> )	アノリス属 (アノール属、 <i>Anolis</i> ) 及 びノロプス属 ( <i>Norops</i> ) の全種 ただし、次のものを除く。 ・グリーンアノール Green anole ( <i>Anolis carolinensis</i> ) ・ブラウンアノール Brown anole ( <i>Anolis sagrei</i> )	アノリス属 (アノール属、 <i>Anolis</i> ) 及び ノロプス属 ( <i>Norops</i> ) の全種
			ノロプス <i>Norops</i>	ブラウンアノール Brown anole ( <i>Anolis sagrei</i> )		
	ヘビ垂目	ナミヘビ Colubridae	ボイガ (オオガシラ) <i>Boiga</i>	ミナミオオガシラ Brown tree snake ( <i>Boiga irregularis</i> )	ボイガ属 (オオガシラ属全種、 <i>Boiga</i> ) 全種 ただし、次のものを除く。 ・ミナミオオガシラ Brown tree snake ( <i>Boiga irregularis</i> )	ボイガ属 (オオガシラヘビ属、 <i>Boiga</i> ) 及びプサモデュナステス属 (チャマダ ラヘビ属、 <i>Psammodynastes</i> ) の全種
			プサモデュナステス (チャマダラヘビ) <i>Psammodynastes</i>	なし None	なし None	
		クサリヘビ Viperidae	エラフェ (ナメラ) <i>Elaphe</i>	タイワンスジオ Taiwan beauty snake ( <i>Elaphe taeniura friesii</i> )	スジオナメラ ( <i>Elaphe taeniura</i> ) ただし、次のものを除く。 ・タイワンスジオ Taiwan beauty snake ( <i>E. taeniura friesii</i> ) ・サキシマスジオ ( <i>Elaphe taeniura schmackeri</i> )	スジオナメラ ( <i>Elaphe taeniura</i> ) 及び ホウシャナメラ ( <i>Elaphe radiata</i> )
			プロトボトロボス (ハブ) <i>Protobothrops</i>	タイワンハブ Taiwan pit vipers ( <i>Protobothrops mucrosquamatus</i> )	プロトボトロボス属 (ハブ属、 <i>Protobothrops</i> ) 全種 ただし、次のものを除く。 ・タイワンハブ Taiwan pit vipers ( <i>P. mucrosquamatus</i> ) ・サキシマハブ ( <i>P. elegans</i> ) ・ハブ ( <i>P. flavoviridis</i> ) ・トカラハブ ( <i>P. tokarensis</i> )	プロトボトロボス属 (ハブ属、 <i>Protobothrops</i> ) 及びボトロボス属 (ヤ ジリハブ属、 <i>Bothrops</i> ) の全種
		ボトロボス (ヤジリハブ) <i>Bothrops</i>	なし None	なし None		
	両生綱 Amphibia	無尾目 (カエル目) Anura	ヒキガエル Bufonidae	ブフォ (ヒキガエル) <i>Bufo</i>	オオヒキガエル Cane toad ( <i>Bufo marinus</i> )	ブフォ属 (ヒキガエル属、 <i>Bufo</i> ) 全 種 ただし、次のものを除く。 ・オオヒキガエル Cane toad ( <i>B. marinus</i> ) ・ニホンヒキガエル ( <i>Bufo japonicus</i> ) ・ミヤコヒキガエル ( <i>Bufo gargarizans miyakonis</i> ) ・ナガレヒキガエル ( <i>Bufo torrenticola</i> ) ・テキサスミドリヒキガエル ( <i>Bufo debilis</i> ) ・ロココヒキガエル ( <i>Bufo paracnemis</i> ) ・ナンブヒキガエル ( <i>Bufo terrestris</i> ) ・ガルフコーストヒキガエル ( <i>Bufo valliceps</i> ) ・ヨーロッパミドリヒキガエル ( <i>Bufo viridis</i> )

分類群 Class	目 Order	科 Family	属 Genus	特定外来生物 Invasive Alien Species (IAS)	未判定外来生物 Uncategorized Alien Species (UAS)	種類名証明書の添付が必要な生物 Living Organisms Required to have a Certificate Attached during their importation in order to verify their types (LORCA)	
条鰭亜綱 (魚類) Osteichthyes	スズキ Perciformes (Percoidei)	サンフィッシュ Centrarchidae	ミクロプテルス (オオクチバス) <i>Micropterus</i>	オオクチバス Largemouth bass ( <i>M. salmoides</i> )	サンフィッシュ科 (Centrarchidae) 全種 ただし、次のものを除く。 ・オオクチバス Largemouth bass ( <i>M. salmoides</i> ) ・コクチバス Smallmouth bass ( <i>M. dolomieu</i> ) ・ブルーギル Bluegill ( <i>L. macrochirus</i> )	サンフィッシュ科 (Centrarchidae)、アカメ科 (Centropomidae) 及びナンダス科 (Nandidae) の全種	
			レボミス (ブルーギル) <i>Lepomis</i>	ブルーギル Bluegill ( <i>L. macrochirus</i> )			
			サンフィッシュ科の他の全属 All other genera of Centrarchidae	なし None			
			アカメ Centropomidae	アカメ科全属 All genera of Centropomidae			なし None
		ナンダス Nandidae	ナンダス科全属 All genera of Nandidae	なし None	なし None		
		パーチ Percidae	ギムノケファルス <i>Gymnocephalus</i>	なし None	ギムノケファルス属 ( <i>Gymnocephalus</i> ) 全種		ギムノケファルス属 ( <i>Gymnocephalus</i> )、ペルカ属 ( <i>Perca</i> )、サンデル属 ( <i>Sander</i> ) 及び ズインゲル属 ( <i>Zingel</i> ) の全種
			ペルカ <i>Perca</i>	なし None	ペルカ属 ( <i>Perca</i> ) 全種 ただし、次のものを除く。 ・ヨーロピアンパーチ ( <i>Perca fluviatilis</i> )		
			サンデル (サンダー) <i>Sander</i> ( <i>Stizostedion</i> )	なし None	サンデル属 ( <i>Sander</i> ) 全種 ただし、次のものを除く。 ・バイクパーチ ( <i>Sander lucioperca</i> )		
			ズインゲル <i>Zingel</i>	なし None	ズインゲル属 ( <i>Zingel</i> ) 全種		
		ペルキクティス Percichthyidae	ガドプスイス <i>Gadopsis</i>	なし None	ガドプスイス属 ( <i>Gadopsis</i> ) の全種		ガドプスイス属 ( <i>Gadopsis</i> )、マクルロケルラ属 ( <i>Maccullochella</i> )、マクアリア属 ( <i>Macquaria</i> ) 及びペルキクテウス ( <i>Percichthys</i> ) の全種
	マクルロケルラ <i>Maccullochella</i>		なし None	マクルロケルラ属 ( <i>Maccullochella</i> ) の全種 ただし、次のものを除く。 ・マーレーコッド Murray cod ( <i>Maccullochella peelii</i> )			
	マクアリア <i>Macquaria</i>		なし None	マクアリア属 ( <i>Macquaria</i> ) の全種 ただし、次のものを除く。 ・ゴールデンパーチ Golden perch ( <i>Macquaria ambigua</i> )			
	ペルキクテウス <i>Percichthys</i>		なし None	ペルキクテウス属 ( <i>Percichthys</i> ) の全種			
	モロネ Moronidae	モロネ科全属 All genera of Moronidae	なし None	モロネ科 (Moronidae) 全種 ただし、次のものを除く。 ・ストライプトバス ( <i>Morone saxatilis</i> ) ・ホワイトバス ( <i>Morone chrysops</i> )	モロネ科 (Moronidae) 全種		
	ケツギョ Siniperca	スイニペルカ (ケツギョ) <i>Siniperca</i>	なし None	スイニペルカ属 (ケツギョ属、 <i>Siniperca</i> ) 全種 ただし、次のものを除く。 ・ケツギョ ( <i>Siniperca chuatsi</i> ) ・コウライケツギョ ( <i>Siniperca scherzeri</i> )	スイニペルカ属 (ケツギョ属、 <i>Siniperca</i> ) 全種		
	ナマズ Siluriformes	イクタルルス Ictaluridae	イクタルルス <i>Ictalurus</i>	チャンネルキャットフィッシュ Channel catfish ( <i>I. punctatus</i> )	イクタルルス属 ( <i>Ictalurus</i> ) 全種 ただし、次のものを除く。 ・チャンネルキャットフィッシュ Channel catfish ( <i>I. punctatus</i> )	イクタルルス属 ( <i>Ictalurus</i> ) 及びアメイウルス属 ( <i>Ameiurus</i> ) の全種	
			アメイウルス <i>Ameiurus</i>	なし None	アメイウルス属 ( <i>Ameiurus</i> ) 全種		
昆虫綱 Insecta	ハチ Hymenoptera	アリ Formicidae	ソレノプスイス (トフシアリ) <i>Solenopsis</i>	ヒアリ Red imported fire ant ( <i>Solenopsis invicta</i> )	なし None	ヒアリ <i>S. invicta</i>	
			リネピテマ (アルゼンチンアリ) <i>Linepithema</i>	アカカミアリ Fire ant ( <i>Solenopsis geminata</i> )	なし None	アカカミアリ <i>S. geminata</i>	
			アルゼンチンアリ Argentine ant or Tropical fire ant ( <i>Linepithema humile</i> )	なし None	アルゼンチンアリ <i>L. humile</i>		

分類群 Class	目 Order		属 Genus	特定外来生物 Invasive Alien Species (IAS)	未判定外来生物 Uncategorized Alien Species (UAS)	種類名証明書の添付が必要な生物 Living Organisms Required to have a Certificate Attached during their importation in order to verify their types (LORCA)
クモ綱 Arachnid	クモ Araneae	ヒメグモ Theridiidae	ラトロデクトゥス (ゴケグモ) <i>Latrodectus</i>	セアカゴケグモ Red back spider ( <i>Latrodectus hasseltii</i> )	ラトロデクトゥス属(ゴケグモ属、 <i>Latrodectus</i> )全種 ただし、次のものを除く。 ・セアカゴケグモ red back spider ( <i>L. hasseltii</i> ) ・ハイロゴケグモ brown widow spider ( <i>L. geometricus</i> ) ・ジウサンボシゴケグモ Mediterranean black widow spider ( <i>L. tredecimguttatus</i> ) ・クロゴケグモ black widow spider ( <i>L. mactans</i> ) ・アカオビゴケグモ ( <i>Latrodectus indicus</i> )	ラトロデクトゥス属(ゴケグモ属、 <i>Latrodectus</i> )全種
				ハイロゴケグモ Brown widow spider ( <i>Latrodectus geometricus</i> )		
				ジウサンボシゴケグモ Mediterranean Black Widow Spider ( <i>Latrodectus tredecimguttatus</i> )		
				クロゴケグモ Black widow spider ( <i>Latrodectus mactans</i> )		
		イトグモ Loxoscelidae	ロクスケレス (イトグモ) <i>Loxosceles</i>	<i>Loxosceles reclusa</i> <i>Loxosceles laeta</i> <i>Loxosceles gaucho</i>	なし None	ロクスケレス属(イトグモ属、 <i>Loxosceles</i> )全種
		ジウゴグモ Hexathelidae	アトラス <i>Atrax</i>	アトラス属( <i>Atrax</i> )全種	なし None	アトラス属( <i>Atrax</i> )及びハドロニ ケ属( <i>Hadronyche</i> )の全種
	ハドロニケ <i>Hadronyche</i>		ハドロニケ属( <i>Hadronyche</i> )全 種	なし None		
	サソリ Scorpiones	キョクトウサソリ Buthidae	キョクトウサソリ科全 属 All genera of Buthidae	キョクトウサソリ科(Buthidae)全 種	なし None	サソリ目(Scorpiones)に含まれる全 科全属全種

## 2. 植物 Plant Kingdom

分類群 Class	目 Order	科 Family	属 Genus	特定外来生物 Invasive Alien Species (IAS)	未判定外来生物 Uncategorized Alien Species (UAS)	種類名証明書の添付が必要な生物 Living Organisms Required to have a Certificate Attached during their importation in order to verify their types (LORCA)
植物 Dicotyledoneae	離弁花類 Caryophyllales	ヒユ Amaranthaceae	アルテルナンテラ (ツルノゲイトウ) <i>Alternanthera</i>	ナガエツルノゲイトウ Alligatorweed ( <i>Alternanthera philoxeroides</i> )	なし None	アルテルナンテラ属(ツルノゲイトウ 属、 <i>Alternanthera</i> )全種
		セリ Apiaceae	ヒュドロコティレ (チドメグサ) <i>Hydrocotyle</i>	ブラジルチドメグサ Floating marshpennywort or Pennywort ( <i>Hydrocotyle ranunculoides</i> )	<i>Hydrocotyle bonariensis</i> <i>Hydrocotyle umbellata</i>	ヒュドロコティレ(チドメグサ属、 <i>Hydrocotyle</i> )全種
	合弁花類 Sympetalae	キク Compositae	ギムノコロニス (ミズヒマワリ) <i>Gymnocoronis</i>	ミズヒマワリ Senegal tea plant ( <i>Gymnocoronis spilanthoides</i> )	なし None	ギムノコロニス(ミズヒマワリ属、 <i>Gymnocoronis</i> )全種

防除の公示対象となる特定外来生物の主務大臣及び防除区域(平成17年6月3日現在)

特定外来生物	主務大臣		防除を行う区域
	農林水産大臣	環境大臣	
台湾ザル			全国
アカゲザル			全国
ヌートリア			全国
クリハラリス(台湾リス)			全国
アライグマ			全国
ジャワマングース			鹿児島県(奄美大島)、沖縄県(沖縄島)
キョン			千葉県、東京都(伊豆大島)
カミツキガメ			全国
グリーンアノール			全国
台湾ハブ			沖縄県(沖縄島)
オオヒキガエル			全国
チャンネルキャットフィッシュ			全国
ブルーギル			全国
コクチバス			全国
オオクチバス			全国
セアカゴケグモ <small>(その他未定着のゴケグモ属は公示を作成せず)</small>			三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
アルゼンチンアリ			広島県、山口県
ナガエツルノゲイトウ			全国
ブラジルチドメグサ			全国
ミズヒマワリ			全国

第一次指定の特定外来生物のうち未公示のもの:

カニクイザル、カニクイアライグマ、トウブハイイロリス、フクロギツネ、ガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、ヒアリ、アカカミアリ、セアカゴケグモ以外のゴケグモ属、イトグモ属、ジョウゴグモ科2属、キョクトウサソリ科

農林水産省  
環境省 告示第九号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律  
(平成十六年法律第七十八号) 第十一条第二項の規定に基づき  
、プロキユオン・ロトル(アライグマ)の防除に関し、次のよ  
うに公示する。

平成十七年六月三日

農林水産大臣 島村 宜伸

環境大臣 小池百合子

1 防除の対象 プロキユオン・ロトル(アライグマ)の防除に関する件

2 防除を行う区域 全国

3 防除を行う期間 平成十七年六月三日から平成二十三年三  
月三十一日まで

4 防除の目標

一 生態系に係る被害の防止

次に掲げる地域ごとに、プロキユオン・ロトル(アライ  
グマ。以下単に「アライグマ」という。)が既にまん延し  
ている場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低  
減を図ること、アライグマが今後被害を及ぼすおそれがあ

る場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行う  
こと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

イ 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地

又は地域特有の生物相を有する地域

ロ 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地

又は地域特有の生物相を有する地域

ハ その他の地域(イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶお

それがある場合には防除の必要性を検討する地域)

二 農林水産業に係る被害の防止

地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断さ  
れる場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減  
を図ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断  
される場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行う  
こと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

5 防除の内容

一 防除の方法

イ 調査

(1) アライグマの全国的な生息状況及び被害状況を把握  
するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に  
努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行う

ものとする。

- (2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。

#### □ 捕獲

地域の状況に応じ、わな等の捕獲猟具を効果的に用いて捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。

- (1) 設置した猟具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。
- (2) 防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。
- (3) 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。

- (4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）

第二条第五項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。

- (5) わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。

#### ハ 捕獲等のための施設

アライグマを捕獲するための施設又は封じ込めをするための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（

農林水産省  
平成十七年  
環境省

令第二号。以下「施行規則」とい

う。）第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。

#### 二 防除により捕獲した個体の処分

- (1) 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。
- (2) 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。
- (3) 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他の公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。
- (4) 捕獲個体の飼養等を行う者譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

#### ホ 飼養等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、施行規則第五条第一項

- 6 防除の確認又は認定の要件
- 第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であつて、当該わな等に施設設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。
- へ モニタリング
- 生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。
- 二 在来生物の捕獲等を避けるための措置
  - わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一回、定期的にわな等を巡視するものとする。
  - 三 関係法令の遵守
- 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公

共同体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であつて、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。

二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。

三 認定に関しては、防除実施計画を執行する財政的及び人員的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載していること。

四 原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護法による狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除実施計画書に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非所持者であっても従事者に含むことができ

五 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内

容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。

六 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。

七 鳥獣保護法第十二条第一項又は第二項で禁止又は制限された捕獲は行わないこと。

八 鳥獣保護法第十五条第一項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。

九 鳥獣保護法第三十五条第一項で銃猟禁止区域として指定されている区域においては、銃器による防除は行わないこと。

十 鳥獣保護法第三十六条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこと。

十一 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第三十八条において禁止されている行為を行わないこと。

7 その他

一 防除手法等の技術の開発

環境大臣及び農林水産大臣は、効果的かつ効率的な防除

手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に対するの内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

農林水産省  
環境省 告示第十号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律  
(平成十六年法律第七十八号) 第十一条第二項の規定に基づき  
、ヘルペステス・ヤヴァニクス(ジャワマングース)の防除に  
関し、次のように公示する。

平成十七年六月三日

農林水産大臣 島村 宜伸

環境大臣 小池百合子

ヘルペステス・ヤヴァニクス(ジャワマングース)の防  
除に関する件

1 防除の対象 ヘルペステス・ヤヴァニクス(ジャワマン  
グース)

2 防除を行う区域 鹿児島県奄美大島及び沖縄県沖縄島

3 防除を行う期間 平成十七年六月三日から平成二十七年三  
月三十一日まで

4 防除の目標

一 生態系に係る被害の防止

次に掲げる地域ごとに、適切な目標を定めて防除を実施  
するものとする。

イ 鹿児島県奄美大島

アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ等を捕食するこ  
とで、これら希少野生動物の生存を脅かし、亜熱帯森林  
生態系に重大な影響をもたらしているヘルペステス・ヤ  
ヴァニクス(ジャワマングース。以下単に「ジャワマン  
グース」という。)について奄美大島全域からの完全排  
除を目標として、段階的に個体数の低減化を図るものと  
する。

ロ 沖縄県沖縄島

沖縄県北部地域(国頭村、車村及び大宜味村)におい  
て、ヤンバルクイナ等を捕食することで、これら希少野  
生動物の生存を脅かし、亜熱帯森林生態系に重大な影響  
をもたらしているジャワマングースについて、当該地域  
からの完全排除を目標として段階的に個体数の低減化を  
図るとともに、防護柵により中南部地域から当該地域へ  
の侵入を防ぐものとし、また、中南部地域において生態  
系への影響のおそれがある場合には個体数の低減化を図  
るものとする。

二 農林水産業に係る被害の防止

地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断さ

れる場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

## 5 防除の内容

### 一 防除の方法

#### イ 調査

(1) ジャワマングースの全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。

(2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。

#### ロ 検討委員会の設置

防除の進捗状況の検証及び防除に係る適切な助言等を得るため、ジャワマングースの防除に係る有識者からなる検討委員会を設置し、定期的に開催するものとする。

#### ハ 捕獲

(1) ジャワマングースと希少野生動物の生息状況に応じ

、以下の捕獲手法の中から効果的な手法を選択し、かつ、講習を受けた従事者により捕獲を進めるものとする。

買取り方式によるかごわなを使用した捕獲

計画的配置に基づくかごわなを使用した捕獲

希少野生動物の混獲のおそれの少ない場所における捕殺式わなを使用した捕獲

探索犬を用いた探索、捕獲又は分布の確認

誘因物質の使用その他の手法

(2) 捕獲の実施に際しては、次の事項に留意するものとする。

設置した猟具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。

防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所

、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。

防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）第二条第五項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。

わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。

## 二 捕獲等のための施設

ジャワマングースを捕獲するための施設又は封じ込めをするための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規

則（平成十七年 農林水産省 令第二号。以下「施行規則」）  
環境省

という。）第五条第一項第一号及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。

## ホ 防除により捕獲した個体の処分

- (1) 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。
- (2) 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。
- (3) 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他の公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。

- (4) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で飼養等の許可を得て

いる場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

#### へ 飼養等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であつて、当該わな等に施設設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

#### ト モニタリング

ジャワマングースの生息状況並びにヤンバルクイナ等希少野生動物の生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

#### ニ 在来生物の捕獲等を避けるための措置

わな等を設置して捕獲等をする場合は、定期的にわな等

を巡視するものとし、特に生け捕り用のかごわなについては、原則として一日一回は巡視するものとする。

#### 三 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

#### 6 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であつて、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画に記載していること。

二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。

三 認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員的能力を有していることについて、防除実施計画書に記

載していること。

四 原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護法による狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除実施計画書に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非所持者であっても従事者に含むことができ

五 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。

六 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。

七 鳥獣保護法第十二条第一項又は第二項で禁止又は制限された捕獲は行わないこと。

八 鳥獣保護法第十五条第一項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。

九 鳥獣保護法第三十五条第一項で銃猟禁止区域として指定されている区域においては、銃器による防除は行わないこ

と。

十 鳥獣保護法第三十六条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこと。

十一 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第三十八条において禁止されている行為を行わないこと。

7 その他

一 防除手法等の技術の開発

環境大臣及び農林水産大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

農林水産省  
環境省 告示第十四号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律  
(平成十六年法律第七十八号) 第十一条第二項の規定に基づき  
、ミクロプテルス・サルモイデス(オオクチバス)の防除に関  
し、次のように公示する。

平成十七年六月三日

農林水産大臣 島村 宜伸

環境大臣 小池百合子

ミクロプテルス・サルモイデス(オオクチバス)の防除  
に関する件

1 防除の対象 ミクロプテルス・サルモイデス(オオクチバ  
ス)

2 防除を行う区域 全国

3 防除を行う期間 平成十七年六月三日から平成二十三年三  
月三十一日まで

4 防除の目標

一 生態系に係る被害の防止

次に掲げる地域ごとに、ミクロプテルス・サルモイデス  
(オオクチバス。以下単に「オオクチバス」という。)が

既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除  
又は影響の低減を図ること、オオクチバスが今後被害を及  
ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防  
的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施す  
るものとする。

イ 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地

又は地域特有の生物相を有する地域

ロ 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地

又は地域特有の生物相を有する地域

ハ その他の地域(イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶお  
それがある場合には防除の必要性を検討する地域)

二 農林水産業に係る被害の防止

地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断さ  
れる場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減  
を図ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断  
される場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行う  
こと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

5 防除の内容

一 防除の方法

イ 調査

(1) オオクチバスの全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。

(2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。

#### 口 捕獲等

下記の項目について、地域の状況に応じ効果的な手法を活用して捕獲等を進めるものとする。

(1) 漁具による稚魚又は成魚の捕獲

(2) 産卵床の破壊又は人工産卵床による卵の回収等の繁殖抑制

(3) 水抜き、干し出しその他の手法

#### ハ 防除により捕獲した個体の処分

(1) その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防除実施者の責任の下、焼却、埋却、飼肥料への加工等適切に処分するものとする。

(2) 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の目的である場合に限り、特定外来生物による生態系等に

係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）  
第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。

(3) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

#### ニ 飼養等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十

七年 農林水産省  
令第二号）第五条第一項第一号の基準及  
環境省

び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体を網等に入れたままで一時保管する場合等であつて、当該網等に逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

## ホ モニタリング

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

## 二 防除の実施に際しての留意事項

イ 混獲の防止及び地域の生態系への影響の防止に配慮するものとする。

ロ 捕獲個体を運搬又は保管する場合には、当該行為を行う従事者に対し個体を逸出させないよう指示するものとする。

ハ 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

## 6 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であつて、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図

るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。

二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。

三 認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載していること。

五 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示していること。

六 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。

## 7 その他

一 防除手法等の技術の開発  
環境大臣及び農林水産大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

## 二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防

除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等について  
の普及啓発に努めるものとする。

## オオクチバス等に係る防除の指針

H17.6.3

環境省・水産庁

### 1. 指針作成の目的

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、生物多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的として、平成16年5月に成立しました。外来生物法では、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、被害の発生を防止するため必要があるときは、外来生物法の主務大臣及び国の関係行政機関の長（以下「主務大臣等」という。）は防除の公示を行った上で防除を行うこととされています。また、地方公共団体又は民間団体等が行う防除についても、防除の公示に適合するものについては、主務大臣にその旨の確認又は認定を得ることができることとなっています。

平成17年4月22日に特定外来生物に指定されたオオクチバス・コクチバス・ブルーギル（以下「オオクチバス等」という。なお、「オオクチバス」には「フロリダバス」を含む。）については、全国的に広範囲に分布し、生態系や水産業に被害を及ぼしています。このため、各地で防除事業が実施されてきました。

オオクチバス等に係る防除の公示においては、防除の目標として地域の特性に応じて完全排除又は低密度管理による被害の低減化を図ることとされています。オオクチバス等が定着している、又はその可能性がある全国各地の水域の中でも生物多様性保全や水産資源保護などの観点から優先的に防除を実施すべき水域が存在しており、効果的な防除の促進に際しては、この優先度に応じて、水域の特性と地域の状況を踏まえた適切な目標を設定し、適切な防除を推進していくことが必要です。

外来生物法が施行され、特定外来生物の保管や運搬には許可が必要となりました。ただし、防除に係る主務大臣の確認又は認定を得ていれば、防除に伴い捕獲した個体の保管・運搬を行う場合において、逐一許可を得る必要はありません。確認・認定を得るためには、防除実施計画を策定した上で、環境省及び農林水産省に申請することが必要です。なお、捕獲してその場で直ちに殺処分する場合については、外来生物法の規制の対象ではありません。しかしながら、オオクチバス等による被害を効果的に防止する観点から、そのような防除を行う主体にもこの指針を参考にさせていただきたいと考えます。

効率的な防除の実施のためには多様な主体の参加と連携が必要です。今後、各地で様々な主体による防除事業が始まると考えられます。これらの事業を効果的・効率的に進める上で、適切な目標設定や防除手法に係る知見・情報を正確に伝達し、防除実施計画の策定方法について明示することが必要であるため、防除の指針を作成しました。

## 2．防除の優先度が高い水域の考え方

### (1) 生物多様性保全の観点から重要な水域

オオクチバス等による捕食等による直接的な被害は、魚類、昆虫類、甲殻類などに及びます。また、間接的な影響は、魚食性の水鳥類、魚類に幼生を付着させる二枚貝類などにも及びます。これらのうち、水域間の分散能力が低く、捕食等による直接的な被害を受けやすいのは魚類や昆虫類、甲殻類などであり、これらの生息地における防除が特に必要です。なかでも、全国規模で見ると絶滅のおそれのある種（環境省レッドリスト掲載種など）の生息地における防除は優先度が高く、これに次いで、各地域で絶滅のおそれのある種（各県版レッドリスト掲載種など）の生息地についても防除を実施することが必要です。具体的には、被害が顕在化している希少なコイ科魚類、トンボ類、ゲンゴロウ類などの生息地が挙げられます。

絶滅のおそれのある種が生息していなくても、地域の特性を示す生物相が良好な状態で保全されている水域については、防除を行う必要性が高いと考えます。特に、全国的な観点から魚類、甲殻類、昆虫類の固有種が多く生息する水域では早急な防除が必要です。

かつてこのような要件を満たす水域だった場所で、現在は在来生物が激減又は絶滅してしまったような水域についても、地域の状況などを勘案し、防除の必要性を検討する必要があります。

国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録された湿地や環境省が選定した「日本の重要湿地 500」に取り上げられた水域には、絶滅のおそれのある種が生息しているか、地域の特性を示す生物相が良好な状態で保全されているかのいずれかの条件を満たしている水域があり、それらは防除の優先度が高いと考えます。

### (2) 内水面漁業で重要な水域

オオクチバス等による水産資源への被害が認められる水域及びオオクチバス等による被害の発生源となっている水域では防除の優先度が高いと考えます。

### (3) 予防的な観点から防除が必要な水域

オオクチバス等は止水域または緩流域に定着しやすく、定着し得る湿地タイプは、河川中下流域、天然湖沼、ダム・人造湖、ため池・水路、公園等の池、ビオトープなど様々です。これらのうち、高密度に生息する水域や頻りに水の流出入があり他水域への逸出の危険性が高い水域、人による持ち出しが容易な水域などは拡散源になりやすく、防除の優先度が高いと考えます。

また、侵入初期の水域では、定着が進行する前に早急な防除の実施が必要であり、未侵入の水域であっても、定着の可能性が想定される水域では、新たな侵入を阻止するための対策が必要です。

## 3．目標の設定

外来生物法は、我が国の生物多様性の確保と農林水産業の健全な発展に寄与することを目的としています。法に基づく防除の目的についても、単に特定外来生物を排除することにとどまらず、環境改善対策も併せて地域の生物多様性を保全することを大きな目標とすることが重要です。具体的な水域ごとの防除については、完全排除又は低密度管理による被害の低減化、侵入又は分布拡大の防止などの適切な目標を決定して防除を実施することが必要です。

#### (1) 完全排除又は低密度管理による被害の低減化

防除の優先度が高い水域では、個体数低減化手法を用い、完全排除または低密度管理により被害を低減します。

その際、環境改善対策も取り入れ、個体数低減化との相乗効果を促進することが効果的です。

個体数低減化や環境改善対策などを実施したあとに、オオクチバス等の生息状況と被害を受ける側の在来生物の生息状況に係るモニタリングを実施して、効果を検証し、その結果を以後の対策にフィードバックすることが必要です。

#### (2) 侵入又は分布拡大の防止

生物多様性保全等のために防除の優先度が高い水域では、オオクチバス等定着の可能性が想定される水域において意図的・非意図的な侵入を予防するため、監視体制の整備と早期発見・通報システムの構築が必要です。

また、現在オオクチバス等が定着している水域は他水域への拡散源となり得るため、逸出防止の対策を実施することが必要です。

### 4. 効果的な防除手法

#### (1) 完全排除又は低密度管理による被害の低減化

##### 個体数低減化手法

個体数低減化手法は、漁具による捕獲、繁殖抑制、水抜き・干し出しなどに大別でき、それぞれについて様々な個別の手法が存在します。

##### 1) 漁具による捕獲

群れを形成する稚魚は、たも網などにより捕獲します。成長して群れなくなった稚魚又成魚は、釣り、投網、さし網、定置網、地びき網などの各種漁具により捕獲します。

##### 2) 繁殖抑制

産着卵回収装置(人工産卵床)による卵・仔魚の駆除、産卵床の破壊又は産卵適地の低減化などが繁殖抑制の手法として代表的です。併せて、産卵床を守る親魚の捕獲を実施することが効果的です。

##### 3) 水抜き・干し出し

完全排除を目的とする場合は、対象水域の水を全て抜いて干し出す、又は掻い掘りで可能な限り水を減らす手法が効果的です。水抜き時には、流出口への逸出

防止ネットの設置、各種漁具による捕獲が必要となります。

ため池などでは完全に水抜きができる場合があり、そのような水域では春季から夏季に各種漁具による捕獲や繁殖抑制で低密度管理を行なったのちに、秋季から冬季に水抜き・干し出しによる完全排除を実施することが考えられます。

実際には完全に水を抜くことは困難な場合もあり、そのような場合には各水域の特性に応じて効率的な手法を組み合わせることで実施し、低密度管理の実現を目指すことが必要です。例えば、ダム・人造湖、河川中下流域などでは、各水域の特性或いは季節に応じて、各種漁具による捕獲や繁殖抑制により低密度管理を行なうことが考えられます。

#### 4) 個体数低減化手法の導入に際し、留意すべき事項

- ・防除により捕獲したオオクチバス等の個体は、原則として殺処分することとし、生きたまま活用するのは、学術研究、展示、教育等の目的で防除主体が飼養等(国内での飼養、栽培、保管又は運搬をいう。)の許可を得て行うか同様の目的で飼養等の許可を得ている者に譲渡する場合に限りです。生業の維持や愛玩の目的については、生きたまま活用する対象となりません。
- ・防除により捕獲した個体を保管、運搬等する場合には、外来生物法施行規則の規定により主務大臣が告示で定める基準の細目に適合した飼養等施設で行うことが必要です。防除においては、網に入れたまま一時的に保管する場合など飼養等施設としての基準に適合しない場合も考えられますが、このような場合については、防除実施計画において逸出防止の措置が講じられているかどうかを主務大臣が個別に審査し、防除の確認・認定を行うこととしています。
- ・個体数低減化手法を用いた低密度管理は、専門家の意見や専門機関等が作成したマニュアルを参考にして、計画的に実施することが必要です。
- ・水抜き・干し出しが魚類、甲殻類、両生類、昆虫類、植物などに与える影響は多大なため、実施に当たっては在来の生物へ配慮が必要です。また、各種漁具では在来生物が混獲されるため、それらへの影響が少ない手法を選択することも必要です。一方、当該水域でオオクチバス等と併せて生息を抑制する必要がある生物については、除去するなどの管理も検討する必要があります。
- ・個体数低減化の効果を期待する観点から、自治体の条例や内水面漁場管理委員会の指示等によりキャッチ・アンド・リリースを禁止している地域があります。この手法の導入については、防除水域の状況に応じて、当該水域での必要性等を個別に検討することが適切です。
- ・今ある個体数低減化手法だけでは、日本各地の多くの水域で完全排除が難しいという実状を鑑み、今後とも効果的な手法の開発に努めることが必要です。
- ・防除の実施にあたっては、漁業調整規則等関連法令を遵守することが重要です。

#### 環境改善対策

オオクチバス等の個体数低減化と併せて、在来生物の生息環境の復元・創出など

の環境改善対策を実施することが効果的です。

#### 1) 環境改善対策の例

水抜きや干し出し時に堆積土やゴミなどを除去し水質の改善を図ること、在来の魚類、甲殻類、昆虫類の繁殖場、生息場所となる沿岸植物帯を復元・創出すること、必要に応じ保護・増殖した在来生物の再導入を検討することなどが挙げられます。

#### 2) 環境改善対策の実施に際し、留意すべき事項

- ・環境改善対策の実施に際しては、専門家の意見や専門機関等が作成したマニュアルを参考にして、地域の特性に応じた手法を選択することが必要です。
- ・水質の改善を図ることに伴い透明度が上がることにより、オオクチバス等の産卵床の発見率が高くなるなど防除に資する一方、オオクチバス等による捕食効率が上がる可能性があることなどに留意し、計画的に実施することが必要です。
- ・生物多様性の保全を目指した在来生物の再導入については、その是非、場所の選定、個体の選定、手順などについて、既存の知見や専門家等の意見を取り入れながら、十分な検討のもとに実施することが必要です。

#### モニタリング

個体数低減化や環境改善対策を実施したあとに、オオクチバス等の生息状況などのモニタリングを行ない、防除効果を検証することが必要です。

モニタリングの主な方法としては、標識放流により個体数を推定する方法と、単位努力量当たりの漁獲量から推定する方法があります。漁獲量の変化から推定する場合には、オオクチバス等だけでなく、その他の魚種の資源量も把握することができるため、防除の効果を検証する際に有効です。

また、資源量の変化だけでなく、捕獲した魚類の体長組成の変化の把握や胃内容物の解析なども効果の検証やその後の対策立案のために重要な資料となります。

なお、水抜きなどによる完全排除に成功したと思われる場合でも、取り残しや再侵入の可能性が否定できないことから、モニタリングの継続は必要です。モニタリングの期間や方法などについては、地域の状況、水域の特性などを勘案し、既存の知見や専門家の意見を取り入れて設定することが必要です。

### (2) 侵入又は分布拡大の防止

#### 侵入の予防

定着・未定着水域ともに、オオクチバス等侵入の監視、早期発見・通報システムにより、新たな侵入を阻止することが重要です。未侵入水域であっても、生物多様性保全等のために防除の優先度が高い水域では、定期的に侵入の有無を確認することが必要となります。

#### 逸出の予防

定着水域は他水域への拡散源となり得るため、オオクチバス等の逸出防止対策（増水時の溢出、放水又は水抜き時の逸出、他魚種の種苗への混入、利用者による生存個体の持ち出し等の防止を含む）を実施することが重要です。

### （３）普及啓発

地域における適切な防除を推進するためには、普及啓発（広報、パンフレット、マニュアル等の配布、ポスター、ステッカー等の掲示、対象水域での看板設置、マスメディアなどによる情報配信、専門機関、学校等での授業や体験学習など）により、防除について地域住民に周知することが必要です。

また、地域における防除の円滑な実施に支障が生じないよう関係者に防除への理解を求めるとともに協力を呼びかけることとし、支障が生じた場合にも的確に対応できるよう対策を検討することが必要です。

## ５．防除実施計画の策定

### （１）計画策定の目的

防除実施計画は、地域において防除を実施するに当たり、特定外来生物の生息状況や地域の状況を踏まえながら防除の目標を設定し、科学的知見に基づき適切な防除手法を検討し、目標達成に向けて計画的に防除を実施することにより、効果的な被害防止に資することを目的として策定します。

### （２）計画の記載項目

計画に記載する項目とその内容は、次のとおりです。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加しても差し支えありません。

#### 防除の目標

防除の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適切な目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域のオオクチバス等の生息状況、被害状況等について必要な調査を行うことが望まれます。ただし、十分な調査が行われていない場合でも、防除を実際に行う中で並行して調査し把握したデータに基づき、順応的に防除を進めることも必要です。

防除の目標としては、当該地域からの完全排除、被害の低減化について、オオクチバス等の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して設定します。将来的には完全排除を目標として、短期的には被害の低減化を図るという目標の設定の仕方もあり、必要に応じて計画対象区域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定することも考えられます。

なお、設定された目標については、防除の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、随時見直しを行うものとし、見直し予定時期についても計画に盛り込むことが望ましいと考えます。

## 計画区域

計画区域は、原則として対象とするオオクチバス等の生息分布水域を包含するよう定めるものとし、対象となる湖やため池等の水際線を区域とするだけでなく、必要に応じ複数の水域を含んだ行政界や地形界を区域線として設定するものとします。

なお、計画の対象が行政界を越えて分布するような場合には、関係する防除主体と整合のとれた目標を設定し、連携して保護管理を進めることのできるように、関係者間で必要な協議・調整を行うことが重要です。

## 計画期間

計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とします。計画が終期を迎えるときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改訂を行います。また、計画の有効期間内であっても、計画の前提条件となるオオクチバス等の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改訂等を検討することが必要です。

## 防除方法

上記の4(1)及びの防除手法について、防除の目標と地域の状況を踏まえて適切な手法を検討するものとします。

## モニタリング

上記4(1)を踏まえ、地域の状況、水域の特性などを勘案し、既存の知見や専門家の意見を取り入れて手法を検討し、記載することとします。

## (3) 計画の策定方法

### 計画の策定主体

防除実施計画は、防除の主体が策定します。策定に際しては、既存の知見を最大限活用することとし、さらに防除の実施に賛同する学識経験者、関係行政機関、関係団体等の協力を得ることとします。その際、可能な限り協議会等の場を設定し、防除実施計画の策定、防除実施方法についての検討、防除の評価等を行うこととします。

なお、隣接した地域において別の防除主体による防除が行われる場合や、水系の上下流域で防除主体が異なる場合等については、役割分担に係る調整や情報交換を行い、地域全体として効率的な防除を進めることに留意することが必要です。そのためには、関係する行政機関が地域の情報を収集・提供するなど積極的な関与を行うことも重要です。

### 関係行政機関との調整

行政機関が有する地域計画や事業との整合性を図る観点から、防除主体は国の関係行政機関や関係地方公共団体と十分調整し必要な連携を図ることが重要です。

### 水面所有者・管理者等との調整

防除を行う水面の所有者や施設の管理者に対しては、必要に応じ防除の内容を説明し、理解を得ることが必要です。

## 6. 実施体制の整備

### (1) 実施体制の整備

地域全体として効果的な防除を推進するため、関係する防除主体の役割を整理し、地域の関係者が一体となった実施体制を整備することが重要です。

### (2) 関係機関・関係者との連携

関係する行政機関との情報交換に努め、必要な連携体制を構築するほか、必要に応じて地域の大学、研究機関及び博物館の研究者と連携を図ることが重要です。